

観音寺市創業者支援事業補助金交付要綱

平成29年3月30日告示第67号

改正

平成29年9月22日告示第177号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、市内で新たに創業等を行う者に対し、予算の範囲内で観音寺市創業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業等 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

ウ 事業を営んでいる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）が既存事業以外の新事業を開始する場合

(2) 創業の日 個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日、新事業にあつては開始の日をいう。

(3) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいう。

(事業の種類及び補助金の額等)

第3条 補助対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、市内において、補助金の申請年度内に創業等を開始する者又は申請時に創業の日から6月を経過しない者であつて、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 本市の市税の滞納がないこと。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 個人事業者にあつては、創業の日までに市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 法人にあつては、創業の日までに市内に本店所在地の法人登記が行われていること。

(3) 市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。

(4) 補助金の交付を受けようとする個人事業者（法人にあつては代表者）がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(5) 補助金の交付を受けようとする個人事業者（法人にあつては代表者）が創業支援に係る国県等他の補助金等の交付を受けていないこと。

(6) 観音寺商工会議所又は観音寺市大豊商工会が実施する創業支援に関する指導事業又は創業セミナーを受け、適切な事業計画を有している者として推薦を得ていること。

(7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を営む者は、補助金の交付対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業

(2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(4) その他市長が適当でないと認める事業

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、観音寺市創業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 観音寺商工会議所又は観音寺市大豊商工会からの推薦書
- (5) 本市の市税を完納していることを証明できる書類
- (6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し（個人事業者に限る。）
- (7) 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
- (8) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合に限る。）
- (9) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）
- (10) 補助対象経費の内訳を説明する書類（店舗等の賃貸契約書の写し、内装等の工事契約書の写し、機械装置等の見積書の写し等）
- (11) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、観音寺市創業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項について変更しようとする場合又は中止若しくは廃止しようとする場合は、速やかに観音寺市創業者支援事業補助金交付変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認したときは、観音寺市創業者支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに観音寺市創業者支援事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第9号）

(2) 収支を証する書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、観音寺市創業者支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、観音寺市創業者支援事業補助金交付請求書（様式第11号）により市長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第13条 交付決定者は、補助金に係る事業の完了した年度の翌年度の初日から起算して5年間は、当該事業により取得し、又は効用を増加した資産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する資産をいう。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、交付決定者が前項の規定に反し、補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は、交付決定者に対し、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(確認等)

第14条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に対して帳簿書類その他物件等に関し、説明を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月22日告示第177号)

この要綱は、平成29年9月22日から施行する。

別表 (第3条関係)

	補助対象となる経費		補助金の額
	対象経費区分	経費の内容	
補助金の交付申請年度内の創業開始に係る経費であって、かつ創業の日又は申請日から6月を経過しない日までに要した経費	1 店舗等借入費	店舗、事務所及び駐車場の賃借料及び共益費	補助対象となる経費から消費税及び地方消費税の額を除いた額の3分の2以内(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を上限とする。
	2 設備費	店舗及び事務所の開設に伴う内装及び外装工事に要する経費並びに機械装置、工具、器具、備品の購入及び借用に要する経費	
	3 マーケティング費	市場調査費及び市場調査に要する郵送料、メール便等の実費並びに調査に必要な派遣、役員等の契約による外部人材の費用	
	4 広報費	広告宣伝費、パンフレット印刷費及びホーム	

		ページ作成費	
	5 事務手続費	創業に必要な官公庁への申請書類作成等の作成等に係る経費及び商標、知的財産権等の取得に係る経費	
	6 その他の経費	その他市長が適当と認める経費	